

平成28年度定期監査（県立病院局）

1 監査の概要

(1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成28年度定期監査

(2) 監査の対象

平成27年度における経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行

(3) 監査の実施

6機関について、平成28年5月から同年7月まで実施した。

区 分	本 庁 (課)	出 先 機 関 (病院)	計
県立病院局	1	5	6

(4) 監査の主眼及び重点監査事項等

監査に当たっては、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費及び委託料を重点監査科目として定め、厳正な監査を実施した。

2 監査の結果

(1) 結果の概要

監査を実施した6機関の経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行については、5機関においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の1機関においては、指摘事項はなかったものの次のとおり是正又は改善を要する1件の文書注意事項があった。

今後とも事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

指 摘 事 項 (法令、規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの)

該当なし

文書注意事項 (指摘事項に至らない事項で、更なる的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの)

1件

(2) 監査結果の報告及び公表並びに講じた措置の通知

区 分	監 査 結 果	措 置 の 通 知
県立病院局	報告：平成28年10月7日 公表：平成28年10月11日	報告：平成29年3月2日 公表：平成29年3月24日

(3) 監査の結果

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
県立病院局		
県立病院課	医業収益の収入未済額は、県立病院全体で前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然	1 未収債権の解消及び発生の未然防止対策 ・ 診療費の未納により生じた未収債権については、「鹿児島県

		<p>として多額となっている。</p>	<p>立病院事業未収金対策実施要領」に基づき、発生原因を分析し、発生防止に引き続き取り組むこととした。</p> <ul style="list-style-type: none">各病院における取組としては、診療費の事前通告を行う等新規発生未然防止を図るとともに、回収目標額や具体的な電話催告、戸別訪問の実施方法等を定めた「未収金回収計画」を作成し、その計画に基づき未収金の回収を引き続き行った。平成28年度は、監査の日以降の11月末までに、支払能力があるにもかかわらず相当期間納付がなされない悪質な未納者2名について、前年度に引き続き、法的措置として、裁判所に対し、支払督促の申し立てを行った。事業管理者や各県立病院長等で構成する「経営会議」において、「目標管理システム」により四半期ごとに発生・回収状況の管理を行うなど債権管理の一層の適正化に引き続き取り組むこととした。
--	--	---------------------	---